

調布市飼い主のいない猫の 不妊・去勢手術費補助金制度

【令和3年4月改定版】

【もくじ】

- 申請から補助金振り込みまでの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ページ
- 交付申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ページ
- 実績報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ページ
- その他の注意事項等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ページ



申請から補助金振り込みまでの流れ

申請

「交付申請書」(第1号様式)に必要事項を記入し、
郵送または持参で提出。

交付決定

年度予算の残額内の申請の場合、
随時決定。
(ただし、予算残額の範囲を超えた
申請がある日は**抽選**で決定)

不交付決定

実績報告の提出

手術後、**決定通知日から60日以内**に
実績報告を提出。
(60日以内の実績報告の提出がない場合、
交付決定が取り消されます。)

【提出書類】

- ① **実績報告書(第5号様式)**
 - ・手術前、手術後の写真
 - ・手術代の領収書
- ② **請求書**

以下は必要な方のみ

- ③ **委任状**
振込先を委任する場合
- ④ **変更申請書(第3号様式)**
 - ・**交付決定額と実費が異なる場合**
 - ・**申請を辞退する場合**

提出された書類を審査します。書類に不備がある場合、補助金が交付できません。不明な場合は、確認の電話連絡をすることがありますので、ご了承ください。

委任状の提出があった場合、電話確認等は、委任された方(代理人)へ連絡いたします。電話番号を忘れず記入してください。

【交付決定日から60日以内の実績報告ができない場合】

変更申請書(第3号様式)を提出してください。

(60日以内に提出が無い場合は、交付決定が取り消されます。)

※補助金確定額(補助を受けることができる金額)は、1人あたり

年度中計2匹分まで

※1人あたり年度中計3回まで申請可能

補助金額確定通知書の発送

ご指定の口座に補助金の振込手続きを行います。
(補助金額確定通知書の発送日から、補助金振込
まで一定期間かかります。)

交付申請について

1 補助金対象者

市内在住の方（市内に住民票のある方）

2 補助対象経費

飼い主のいない猫の不妊又は去勢手術に要した経費

請求できる費用につきましては下記のとおりです。

手術費用（手術に伴う麻酔，抗生物質，補液等を含む）

去勢手術（オス） 上限額 1匹 5,000円

避妊手術（メス） 上限額 1匹 10,000円

上記以外の獣医療費は，補助対象経費にあたりません。上記以外の獣医療（例：ノミ取り，骨折治療，断尾，疾病治療，ケガの治療など）につきましては，費用は申請者の自己負担となります。

3 その他注意事項

- 補助金確定額（補助を受けることができる金額）は，1人あたり年度中計2匹分までです。
- 飼い猫は対象外です。
- 申請した年度内に行った費用が対象です。

手続き方法

1 受付時期

申請年度の4月1日から随時受付します。

※申請が予算の範囲を超えた場合は，抽選で決定します。

2 申請方法

- (1) 「交付申請書（第1号様式）」に必要事項を記入・捺印
- (2) 持参又は郵送にて，環境政策課に提出
書類審査後，環境政策課から「交付又は不交付決定通知書」を送付します。

実績報告について

「交付決定日」から 60日以内に捕獲・手術を完了し、「実績報告書」を提出してください。

手術費が補助金上限額以上の場合は、メスは最大10,000円、オスは最大5,000円が補助対象額となります。上限額以下の場合は、手術費の実費が補助対象額となります。

例1 手術費 > 補助金上限額

メスの手術費が15,000円の場合

⇒補助対象額 10,000円

例2 手術費 < 補助金上限額

メスの手術費が9,000円の場合

⇒補助対象額 9,000円

提出書類

1 実績報告書（第5号様式）

2 写 真

ア 手術前の写真

イ 手術後の写真（識別用の標識等の取り付けを行ったもの）

識別用の標識等（耳カットやピアスなど）が写っていない

場合、補助金の対象にならない場合がありますので、ご注意ください。

3 手術代領収書（交付決定年度内の領収書が対象です。）

※『明細書』『請求書』は対象になりません。

※『動物病院の印』または『院長の印』があるかご確認ください。

4 請求書

提出書類（対象者のみ）

5 委任状

振込口座を、申請者本人以外の名義の口座とする場合は必須です。

6 変更申請書（第3号様式）【交付決定時から変更がある場合】

猫の頭数、性別、金額が変わった場合は必須です。

交付決定日から 60 日以内に実績報告ができない場合

変更申請書（第3号様式）を提出してください。

（60日以内に提出が無い場合は，交付決定が取り消されます。）

※1人あたり年度中計3回まで申請可能です。

その他注意事項

1 猫の捕獲について

調布市では捕獲器の貸出事業を行っています。ご希望の方は，別途ご相談ください。

2 手術について

飼い主のいない猫を捕獲し，動物病院で手術を受けさせてください。

病院の先生に，飼い主のいない猫の手術であることを伝え，耳カット等を依頼してください。